令和元年度

事 業 計 画 書

一般社団法人　関西環境開発センター

はじめに

近年、ビルメンテナンス業界を取り巻く社会情勢は急速に変化している。企業の生産性を維持向上しながら労働時間を減らし、有給休暇を取ると言った内容の「働き方改革」が進められる状況において、労働力不足解消がビルメンテナンス業界の常態化した課題となっている。外国人労働者の受入れや、清掃作業ロボットの導入が議論されているが具体的システムになるには、多くの時間を要する状況にある。

一方、地球温暖化防止が国際的に議論される中、日本においても温暖化による気候変動が原因と言われる豪雨や台風による自然災害が発生している。日本国内においても環境への配慮について法整備がなされ、具体的な行動計画が策定され、実行されつつある。ビルメンテナンス業界に関する動きとして、環境配慮促進法※１、環境配慮契約法※２、グリーン購入法※３といった諸法令について検討されつつあり、今後のビルメンテナンス業務においても避けて通れない状況の発生が予測される。

上記の内容は、ビルメンテナンス業界が抱える解決しなければならない問題点のほんの一部に過ぎないが、一般社団法人関西環境開発センター(以下、KKC)は一つひとつ議論、研究を行うことにより、ビルメンテナンス業界、会員企業が抱える問題の解決に向けて、会員企業と連携し、役職員一丸となって取り組み、ＫＫＣの存続、発展を目指すことにする。

※１「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」
※２「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」
※３「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

1.　基本方針

この法人の事業の柱を教育訓練関係事業、簡易専用水道検査・特定建築物調査事業、及び諸施設管理運営事業とし、ＫＫＣ及び社会を取り巻く厳しい状況に鑑み、従来からの事業を基本とし、事業の見直し改善を図りながら新規事業の開拓について検討を行い、より効果的、効率的に事業運営を進め、経営の安定、組織の強化を図り、ビルメンテナンス業界の発展に寄与することを目標とする。

2.　事業概要

＜協賛会員の新規会員の拡充＞

ＫＫＣは、ビルメンテナンス会員企業等の人材育成を通じて、業界全体の発展に寄与することを目標に様々な事業を展開している。ＫＫＣが業界の問題解決に向けての研究や、教育訓練による従事者の資質の向上の場を提供することで、協賛会員となった企業が顧客からの信頼を得、さらなる企業の発展につながることを目指して、協賛会員の拡充活動を実施する。

＜教育訓練関係事業＞

教育訓練関係事業の事業目標である、ビルメンテナンス会員企業等の人材育成、ビルメンテナンス業界の発展のため様々な事業を推進する。その事業内容は、全ての企業に求められる法令順守、社会的責任、環境への配慮を考慮したものとする。

（１）　衛生的で快適、安全な環境を提供するというビルメンテナンス業務本来の目的を達成するために必要な専門的知識・技術を学ぶ研修会の開催、各企業内の社内教育のための研修用教材の発行を行う。階層別教育、法定教育、資機材等最新技術の研修など、ビルメンテナンス会員企業等の従業員の人材育成のための教育を行う。

（２）　平成２９年１１月「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、実習実施者において選任された技能実習責任者は「養成講習」を受講することが義務となった。ビルクリーニング職種においても技能実習２号の移行対象職種となり、外国人技能実習生の受け入れが今後増加するものと予想されることから「養成講習」を本格的に推進する。

（３）　ビルメンテナンス会員企業の事業推進に役立ち、社会の信頼を一層得られるよう機関紙の発行と、有効且つ必要な関連情報を収集しホームページ・Facebook でタイムリーに広く発信する。また、新聞・雑誌等へＫＫＣの活動の情報提供を行い広報する。

（４）　建築物のよりよい環境の確保に努める為、建築物の用途に応じた管理のあり方等について調査・研究を行う。また、これらに関連した新規の教育事業の開発を行う。

＜水道検査事業＞

水道法に基づく簡易専用水道の定期検査や小規模貯水槽水道検査の新規受託と普及啓発に努めるとともに、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、行政機関との連係を一層緊密にし、必要な普及啓発活動の展開を図る。

（１）　簡易専用水道検査件数の確保のため、マンション管理企業等に対し、検査精度管理、安全配慮、衛生に関する情報を提供することによりＫＫＣが検査受託できるよう努める。

（２）　小規模受水槽式水道検査については水道法に規定は無く、任意な取扱になっている。衛生、安全を確保するには簡易専用水道検査に準じた取扱が望まれることから、検査の必要性を啓発していく。また、一部の市が行っている小規模貯水槽水道調査について積極的に協力を行う。

（３）　震災による被害が取り上げられるなか、被災時の飲料水の確保が大きなテーマとなっている。この状況をふまえ、震災時の貯水槽水道施設の有効活用について、飲料水の確保の観点から調査・研究を行う。

＜特殊建築物定期調査事業等＞

簡易専用水道検査業務の経験を生かし実施した特殊建築物定期調査内容等を分析、考察し、今後も安全に十分配慮し取り組む。また、会員企業等の協力を得て継続、安定した業務の構築を検討する。

＜貯水槽清掃作業業務についての検討、実施＞

会員企業の協力を得て継続、安定した業務のありかたについて検討し、実施する。

具体には、大阪府域の地域分けを行い、ＫＫＣが受託した貯水槽清掃業務を希望する会員企業にお願いする形での実施を考えている。

＜万博公園関連施設管理事業＞

日本万国博覧会記念公園の自然文化園に関する業務は平成 30 年度で終了したが、万博公園関連施設の管理業務については、ＫＫＣの運営を支えるために継続して実施する。

3.　具体計画

基本目標1

ビル管理に関わる従事者の資質を高め、専門的な知識の練成向上を図るための実技訓練、法定教育、資格取得講座等を開催する。

推進の課題	具体施策	
〈ビルメンテナンス業務初任者教育〉 新規採用者等を対象に、必要な知識、技能を習得させ実務に役立てる。	・ビルクリーニング初級研修 ・ポリッシャー基本実技講座 ・設備管理初級研修	
〈実務教育〉 各業務に必要な専門的、応用的知識、技術、技能を習得させる実務教育を実施する。	・ビルクリーニング基本実技講座 ・石材メンテナンス研修会 ・トイレ基礎講座 ・設備積算管理講座	
〈指導者養成教育〉 現場のリーダーに必要な知識を身に付け、責任者としての責務を果たすことを目的に実施。	・清掃業務管理責任者レベルアップ研修	
〈認定教育〉 各業務の技能向上を図るため、認定職業訓練として実施する。	普通職業訓練 短期課程	・電気設備コース ・高圧電気設備コース
〈安全・衛生に関する教育・研修〉 労働者の安全・衛生を確保するため、安全教育を実施する。	・危険予知訓練、リスクアセスメント研修	
〈資格取得講座〉 受験に必要な科目群について学び、資格取得を目指す。	・ビルクリーニング技能検定受検準備講座 ・第一種衛生管理者受験対策講座	
〈建築物衛生法に基づく研修〉 建築物衛生法により定められた、各作業の従事者研修を企業に代わり、集合教育という形で実施する。	・清掃作業従事者研修 ・清掃作業従事者研修(レディースコース) ・防除作業従事者研修 ・貯水槽清掃作業従事者研修	
〈警備業法に基づく教育〉 警備業法で定められた現任教育(8時間)を、部外実施教育として実施する。	・警備員現任教育 (施設警備業務(機械警備業務を除く))	
〈労働者派遣法に基づく講習〉 労働者派遣法第36条により選任が義務付けられている、派遣元責任者講習を実施する。	・派遣元責任者講習	
〈技能実習法に基づく講習〉 実習実施者において技能実習を行わせる事業所ごとに選任することとされている「技能実習責任者等講習」を実施する。	・技能実習責任者講習 ・技能実習指導員講習 ・生活指導員講習	
〈特科研修〉 行政の就労支援事業の受託団体からの依頼により、日雇労働者や就職困難者等を対象とする技能講習を実施する。	・ビルクリーニング講習	

基本目標2

新しい管理技術の導入、科学的・合理的手法の開発等ビル管理に関する技術の研究、開発等に資する諸事業を推進する。

推進の課題	具体施策
〈管理技術の研究と開発〉 ビル管理業務に携わる様々な階層の従事者を対象に、知識・技術を習得し、技能向上を図るため講習を実施する。	・労務管理セミナー（改正法・外国人雇用） ・仕事の教え方講座（ＴＷＩ）　等
〈その他研修〉 ビル管理に関する研修会、セミナーを、時宜にあったテーマで実施する。	・時局に即したテーマで、研修会、セミナーを随時開催。
〈教育研究資料等の刊行〉 企業内における教育研修等に供するため、書籍・ＤＶＤ等教育・研究資料を発行する。	①　「ビルメン手帳」の発行。 ②　既刊書籍の改訂版の発行。

基本目標3

ＫＫＣの事業活動に対する関心を高め、一層の理解と協力を求めるため、又ＫＫＣ会員企業に有益となるよう次の事業を推進する。

推進の課題	具体施策
〈広報活動の積極的展開〉 各種広報媒体を活用して、効果的な広報を時宜に応じて推進する。	・機関紙の発行。 ・「ホームページ」「Facebookページ」において、ＫＫＣの活動を詳細に紹介し、社会に向けてＫＫＣ会員企業の信頼性を高めるための情報発信。 ・その他パブリシティ活動等。

基本目標4

公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道検査事業等の諸事業を推進する。水道検査のシステムを活用し、会員企業の協力を得た建築基準法に基づく特殊建築物定期調査業務の検討、実施、受水槽清掃作業についても同様に実施する。

推進の課題	具体施策
〈簡易専用水道等の定期検査〉 ・水道法第３４条２の２に基づく簡易専用水道の定期検査を継続実施し、厚生労働省登録検査機関として、公正且つ効率的な運営を推進する。 ・建築基準法（第 12 条第１項）に基づく特殊建築物定期調査を行う。 ・震災時の貯水槽水道施設の有効活用について検討を行う。	大阪府全域の簡易専用水道や小規模受水槽を対象とした定期検査の実施と、その受検についての普及啓発に努める。 ・未受検施設管理者等に適正管理の重要性と定期検査の受検勧誘に努める。 ・貯水槽水道の検査実施件数の増加に努め、地域公衆衛生の向上に貢献する。 ・水道検査に検査技法を応用し特殊建築物定期調査を行う。 ・会員企業の協力を得て貯水槽清掃を行う。 ・震災時の貯水槽水道施設の有効活用について調査、研究を行う。
〈衛生的環境思想の普及啓発〉 建築物における衛生的環境に関する一般の意識を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、普及啓発活動を図る。	・建築物の適正管理の推進を図るため、衛生害虫の駆除活動等への協賛。 ・普及啓発のためのパンフレット等の発行。

基本目標5

この法人の財政的基盤を補完するとともに、ホテル等の業務を研修に活用することも検討するなど、会員企業と連携するなど執行体制の整備を図る。

推　進　の　課　題	具　体　施　策
〈総合管理業務の受託〉 ホテル阪急エキスポパーク等の維持管理業務の適正かつ効果的な運営を確保する。	〈総合管理業務〉 ・受託管理業務を適正に執行するため、管理体制の合理化を図る。 ・関係従業員に対する教育指導を徹底する。